

大阪市告示第568号

次の施設に係る利用料金について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第16条の2第3項の規定に基づき、次表のとおり承認したので、同条第5項の規定に基づき告示する。

令和6年4月15日

大阪市長 横山英幸

1 代行公園、大阪城野球場等、長居陸上競技場等又は鶴見緑地球技場等を占有する場合の利用料金

種別		単位	期間	利用料金
競技会その他これに類するもの		1 場所	1 時間	1,340円
集会その他これに類するもの	会費または入場料を徴収しない場合	100 平方メートル	3 時間	960円
	会費または入場料を徴収する場合			1,930円
営業のための占有	露店営業その他これに類するものための占有	1 平方メートル	1 日	200円
	ロケーションのための占有	1 回	2 時間	10,870円
広告物掲出のための占有	競技会、集会、展示会その他これらに類する催しの際広告物を掲出する場合	広告物 1 枚の表示面積 1 平方メートル	1 日	3,170円
	その他の場合		1 年	8,500円

2 長居陸上競技場等の代行施設の利用料金

植物園

施設名	単位	利用料金
長居植物園	1人1回	300円
	1人1年	1,500円

3 実施年月日

- (1) 1の代行公園、大阪城野球場等、長居陸上競技場等又は鶴見緑地球技場等を占有する場合の利用料金については令和6年4月1日から
- (2) 2の長居陸上競技場等の代行施設の利用料金のうち1人1回あたりの利用料金については令和6年7月1日から
- (3) 2の長居陸上競技場等の代行施設の利用料金のうち1人1年あたりの利用料金については令和7年1月1日から

(建設局公園緑化部調整課)